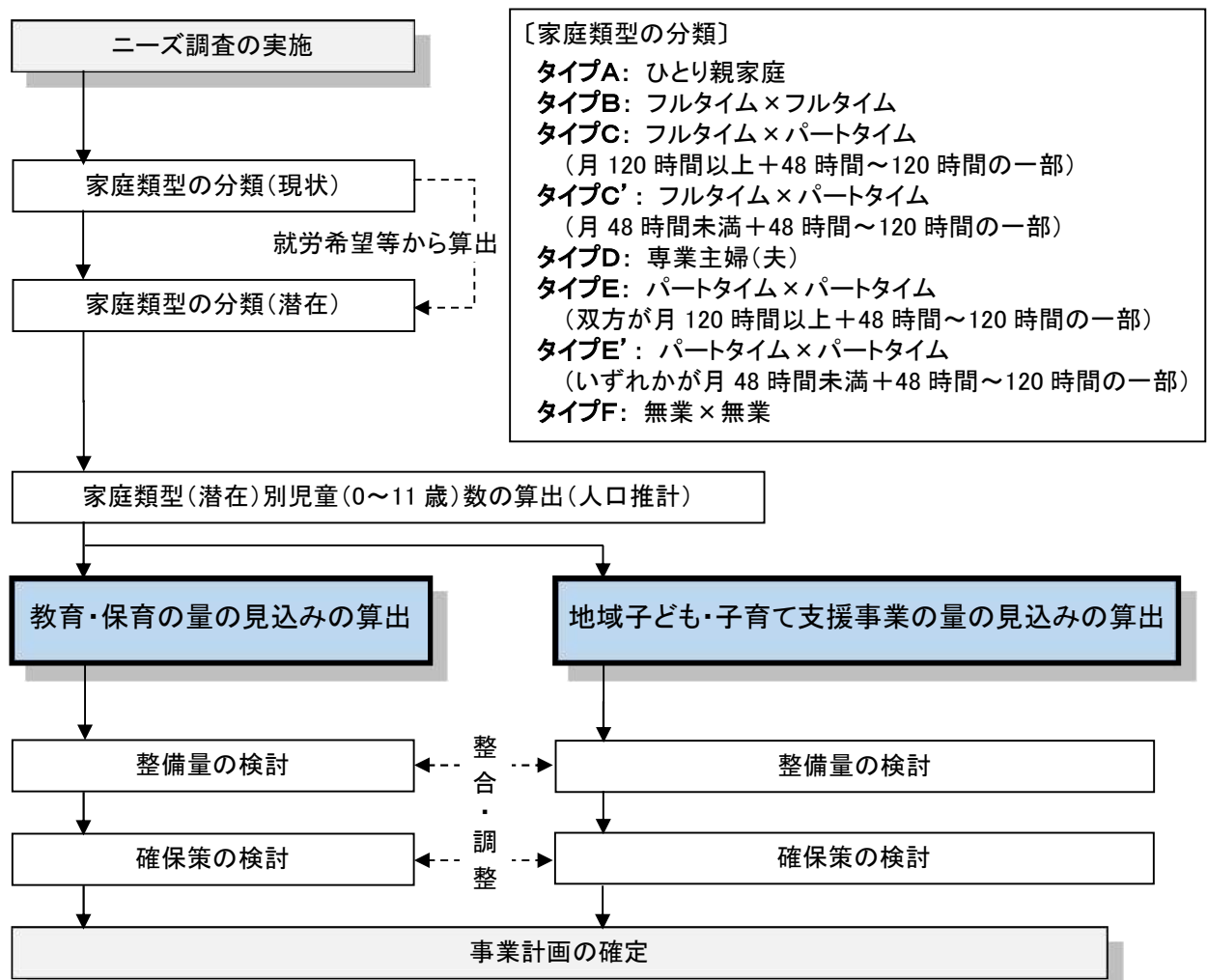


教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の推計方法について

市町村は、国の「基本指針」に即した「子ども・子育て支援事業計画」（令和7～11年度の5か年計画）を策定し、これに基づいて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施します。

また、市町村は、教育・保育給付や地域子ども・子育て支援事業を円滑に実施するため、国の基本指針に基づき、「ニーズ調査」等により把握した「幼児期の学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の利用状況及び利用希望を踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画に量の見込み及び提供体制の確保の方策を定めます。

図表-1 目標事業量算出の流れ



1 幼児期の学校教育・保育

(1) 対象

教育・保育提供区域ごとに、計画期間中の年度ごとの「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定める。

【教育・保育関係(3区分)】

- ① (1号認定子ども) 3-5歳 幼児期の学校教育のみ
- ② (2号認定子ども) 3-5歳 保育の必要性あり うち保育利用
- ③ (3号認定子ども) 0-2歳 保育の必要性あり

※1 3-5歳のうち、保育の必要性があるが教育(幼稚園)利用を希望する児童については、後述の「2 地域子ども・子育て支援事業」の『⑧一時預かり事業(幼稚園及び認定こども園によるもの)』で量を見込むこととしている。

※2 ③は年齢ごとに量を見込む。

(2) 「量の見込み」算出の考え方

子ども・子育て支援事業計画に定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」については、各市町村で実施した「ニーズ調査」の結果等を基に算出することとなっており、算出は「手引書」に沿って行う。

・国の手引きに基づく算出

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・「ニーズ調査」から利用意向割合を算出し、これを対象となる家庭類型(潜在)別推計人口(0~5歳)に乗じて算出する・教育・保育提供区域ごとに算出する |
|--|

ただし、市町村の判断(例えば、過去実績等に基づく調整・整合)で異なる方法とすることも可能とされており、本市では、市独自の算出方法を採用している。

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 対象

地域子ども・子育て支援事業の各々について設定する教育・保育提供区域ごとに、計画期間中の年度ごとの「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める。

【地域子ども・子育て支援事業】

- ①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査
 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業 ⑥子育て短期支援事業
 ⑦ファミリー・サポート・センター事業
 ⑧一時預かり事業（幼稚園及び認定こども園によるもの・保育施設によるもの）
 ⑨延長保育事業 ⑩病児・病後児保育事業 ⑪放課後児童クラブ

※地域子ども・子育て支援事業のうち、次の事業については、量の見込みの対象外

- 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●多様な主体の参入促進事業

【地域子ども・子育て支援新規事業】（児童福祉法改正への対応）

- ①子育て世帯訪問支援事業 ②児童育成支援拠点事業 ③親子関係形成支援事業
 ④こども誰でも通園制度 ⑤地域子育て相談機関

（２）「量の見込み」算出の考え方

「１ 幼児期の学校教育・保育」と同様に各市町村で実施した「ニーズ調査」の結果等を基に算出することとなっており、算出方法の欄には国の手引書に記載の算出方法としている場合は「国の算出方法」とし、本市の過去の実績等に基づいて記載する場合は「市の算出方法」と表記しています。

No	事業名称	担当部会	算出方法
1	利用者支援事業	ネットワーク	国の算出方法
2	地域子育て支援拠点事業	幼保	市の算出方法
3	妊婦健康診査	ネットワーク	国の算出方法
4	乳児家庭全戸訪問事業	ネットワーク	国の算出方法
5	養育支援訪問事業	ネットワーク	市の算出方法
6	子育て短期支援事業	ネットワーク	市の算出方法
7	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	ネットワーク	市の算出方法
8	一時預かり事業	幼保	市の算出方法
9	延長保育事業	幼保	市の算出方法
10	病児・病後児保育事業	幼保	市の算出方法
11	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	放課後	市の算出方法
12	子育て世帯訪問支援事業(新規)	ネットワーク	市の算出方法
13	児童育成支援拠点事業(新規)	ネットワーク	市の算出方法
14	親子関係形成支援事業(新規)	ネットワーク	市の算出方法
—	こども誰でも通園制度(新規)	幼保	市の算出方法
—	地域子育て相談機関(新規)	幼保	市の算出方法